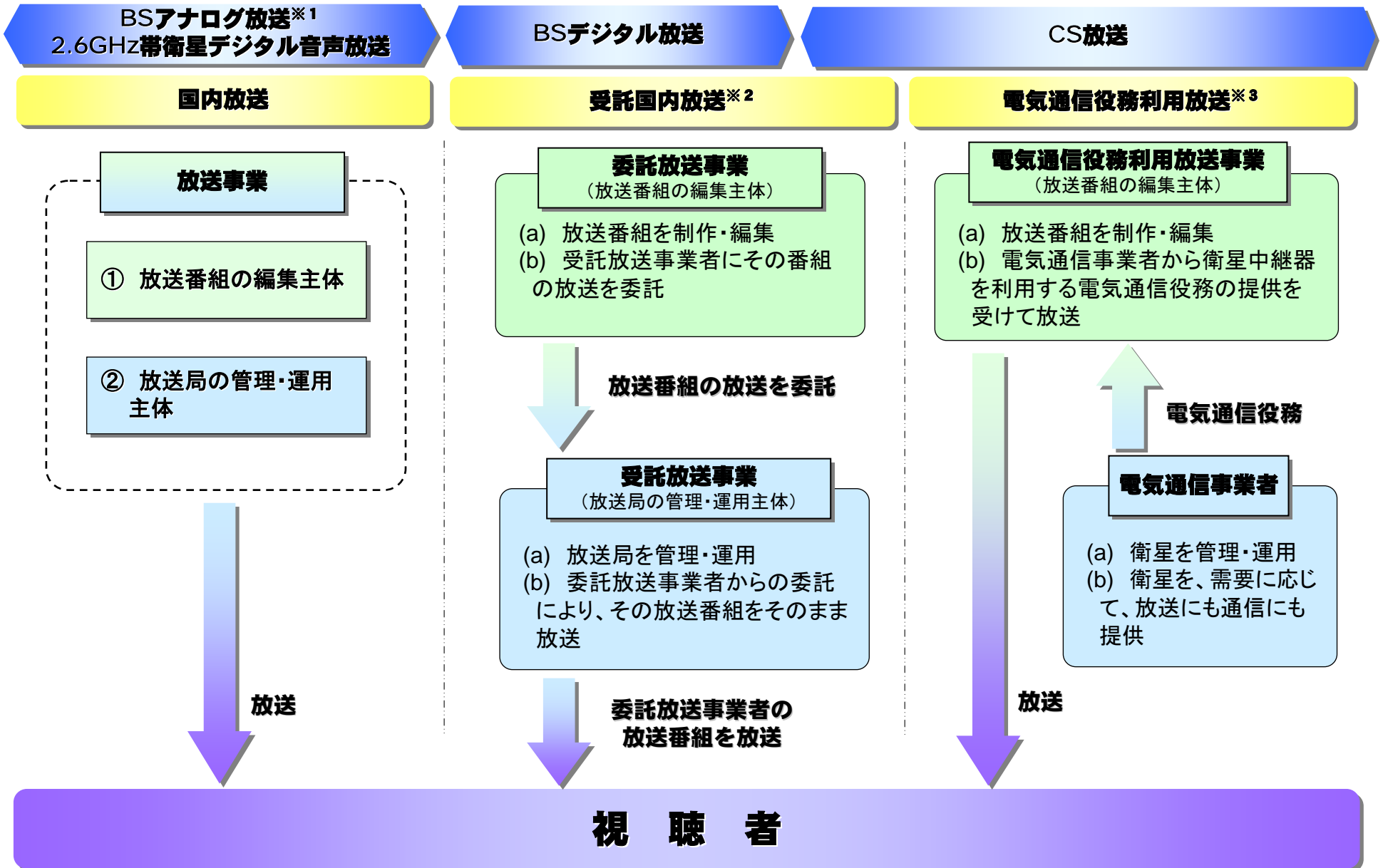


# 參考資料

# 1 我が国の衛星放送に関する制度



※1 BSアナログ放送については、2007年に受委託制度に移行する予定。

※2 110度CSデジタル放送については、右旋円偏波を利用するものに限る。

※3 110度CSデジタル放送については、左旋円偏波を利用するものに限る。

## 2 放送メディアの市場規模 (2005年度)

- 放送メディア全体の市場規模は、2005年度(平成17年度)において、4兆0,011億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が65.0%、NHKが16.9%、ケーブルテレビ事業者が9.6%、衛星放送事業者が8.5%を占めている。

放送メディア全体の収入 2005年度 (平成17年度) 4兆0,011億円

衛星系民間放送事業者 (131社)  
3,414億円 (8.5%)

ケーブルテレビ事業者  
(311社)  
3,850億円 (9.6%)

NHK  
6,749億円 (16.9%)

地上系民間放送事業者 (196社)  
2兆5,998億円 (65.0%)

### 【内訳】

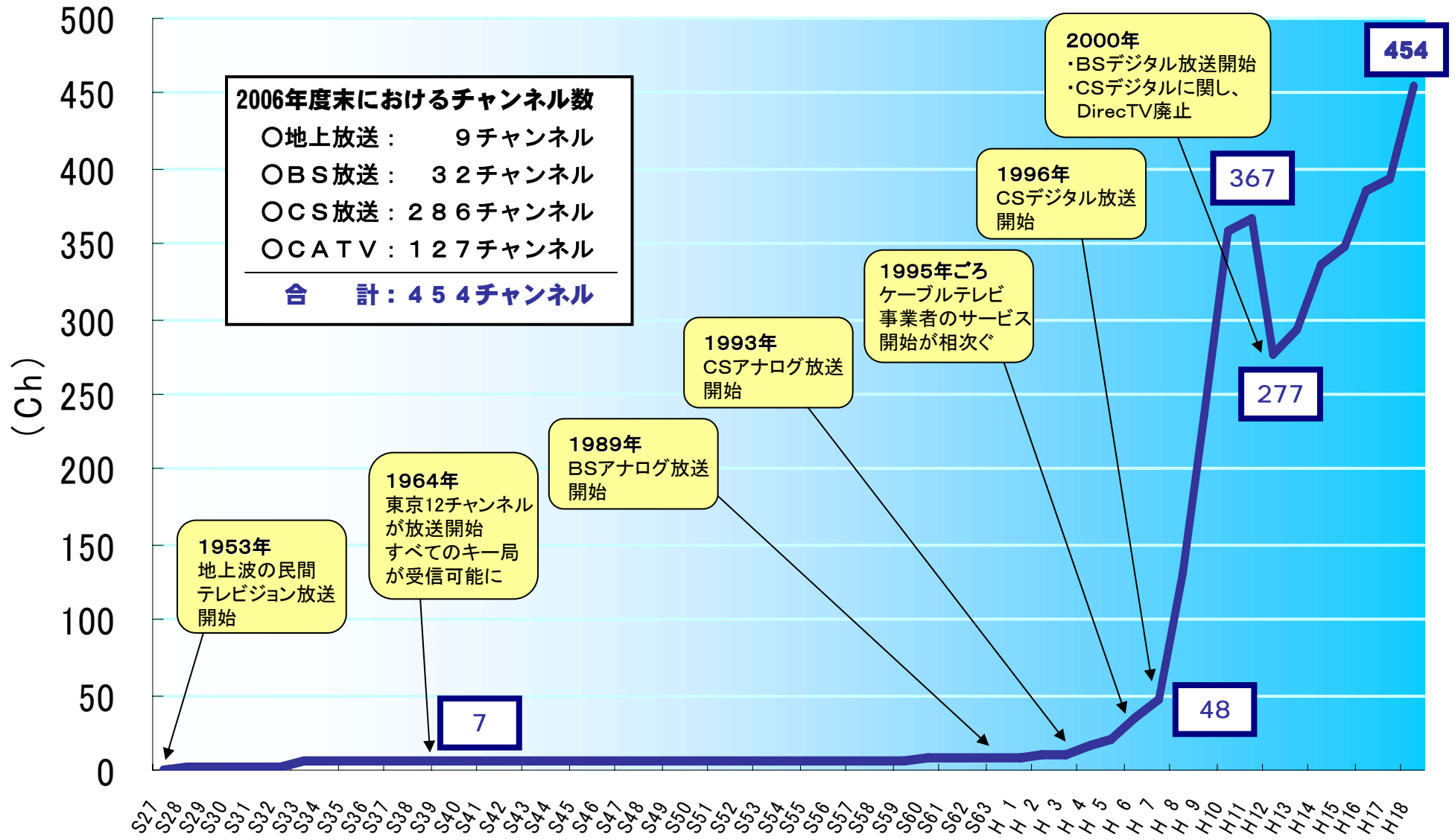
BS (13社):	847億円 (2.1%)
2.6GHz帯衛星デジタル音声放送 (1社):	6億円 (0.0%)
CS (120社):	2,561億円 (6.4%)

### 【内訳】

テレビジョン放送単営 (93社):	2兆0,158億円 (50.3%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (34社):	4,197億円 (10.4%)
その他(※)単営 (69社):	1,643億円 (4.1%)
※…AM(13社)・短波(1社)・FM(53社)・多重放送(2社)	

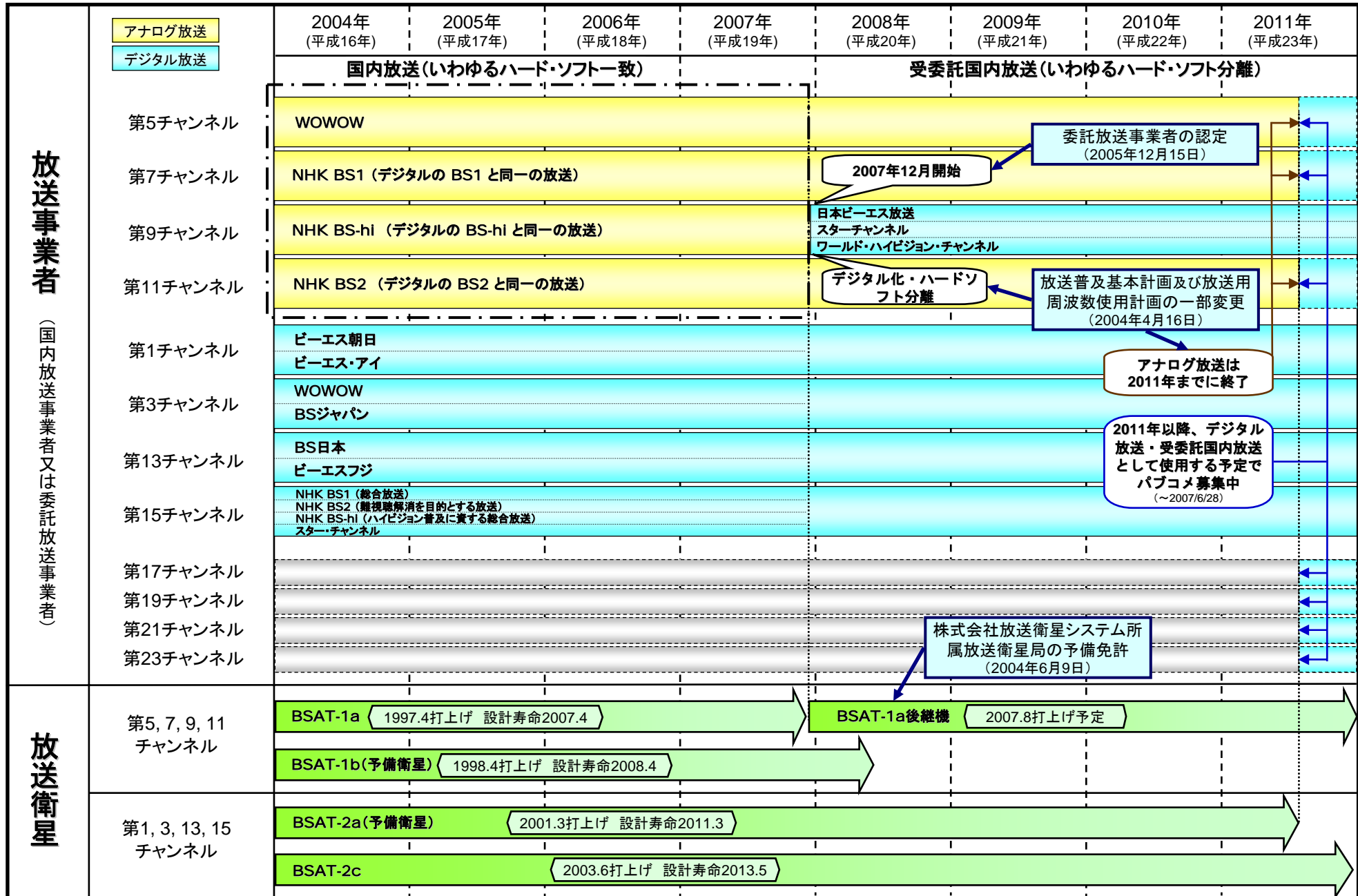
- (注1) ( )内の%は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない箇所がある。
- (注2) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者(180社)を含めていない。
- (注3) 「NHK」については、経常事業収支を基に算出している。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする311社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送とCS放送の兼営社が3社含まれるため、総数(131社)とは一致しない。

# 3 多チャンネル化の状況



注1 地上放送については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数  
 注2 BS放送、CS放送については、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出  
 注3 CATVについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均  
 注4 上記のほか、全国をサービス地域とする有線役務利用放送事業者4社があり、その平均チャンネル数は約43チャンネルである

# 4 BSテレビジョン放送のチャンネルと使用している衛星の推移



# 5 衛星放送の現況

区分	方式 (プラットフォーム)		放送事業者	番組数等			加入者数等 (万世帯)	使用衛星 (所有者/軌道位置)	放送用中継器数 (全中継器数)
				TV	音声	データ			
BS	アナログ		NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	1,292	BSAT-1 (NHK, WOWOW/110度)	4
			WOWOW	1	-	-	127		
	デジタル		NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	2,382	BSAT-2 (BSAT/110度)	4
			WOWOW	4 (HD1,SD3)	-	-			
			民放キー局系5社	20 (HD5, SD15)	-	-			
			スターチャンネル	1	-	-			
			その他	-	1	4			
モバイル放送	-	45	2	非公表	MBSAT (モバイル放送/144度)	1			
合計		12社(NHKを除く)	32	46	6	1,457	—	9	
CS	110度 以外	デジタル (SKYPerfecTV!)	99社	190	102	36	368.5	JCSAT-3A (ジェイサット/128度)	20 (42)
								JCSAT-4A (ジェイサット/124度)	16 (32)
		デジタル (SKYPerfecTV! 以外)	4社	4	632	2	48.9	SUPERBIRD-C (宇宙通信/144度)	2 (24)
								PAS-8 (パナナムサット・インターナショナル・シ ステムズ・エルエルシー/166度)	1 (1)
	110度	アナログ	1社	-	10	1	6.0	JCSAT-2A (ジェイサット/154度)	2 (32)
		デジタル (e2 by スカパー!)	13社	89 (HD12,SD77)	-	2	47.4	N-SAT-110 (ジェイサット、宇宙通信/110度)	12 (24)
		デジタル (e2 by スカパー! 以外)	1社	3 (HD1,SD2)	-	-	(47.4)		
合計		114社	286	744	41	470.8	—	53 (153)	

注1 アナログWOWOWの加入者数は、2006年(平成18年)12月よりCS経由の加入者も含む。

注2 BSデジタルの視聴世帯数は、受信機普及台数(NHK調べ)にケーブル経由を加えた値。

注3 BSの合計視聴世帯数は、NHK受信契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル経由を加えた値。

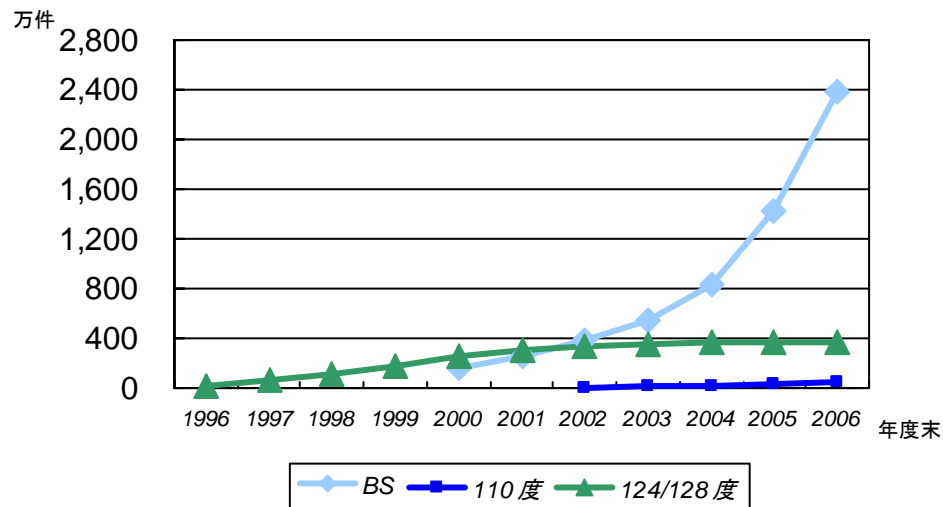
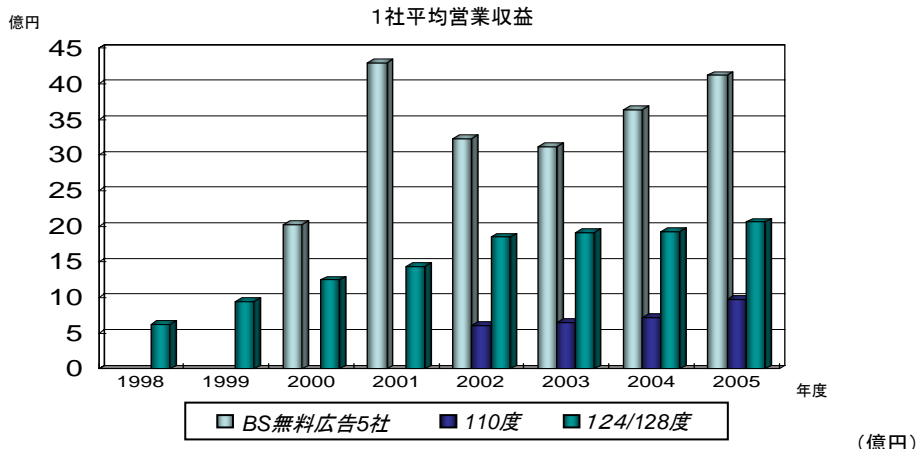
注4 e2 by スカパー! 以外の放送は、無料放送のため視聴世帯数はe2 by スカパー!と同数としている。

(特に記載の無いものについては、2007年(平成19年)3月末現在の数値。)

# 6 民間衛星放送事業者の概要

- 1社当たりの営業収益は、BSデジタル放送が最大
- 124/128度CSデジタル放送は、単年度の営業損益が2004年度(平成16年度)に黒字化

- BSデジタル放送の受信可能世帯数は、2005年9月末に1,000万、2006年12月末に2,000万を突破
- CSデジタル放送は、2007年3月末で、約420万加入となっている



年度末	1996	1997	1998	1999
BSデジタル放送の受信可能世帯数	-	-	-	-
110度CSデジタル放送の加入者数	-	-	-	-
124/128度CSデジタル放送の加入者数	24	63	111	182

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
BSデジタル放送の加入者数	161	263	381	552	839	1,422	2,382
110度CSデジタル放送の加入者数	-	-	7	12	20	32	47
124/128度CSデジタル放送の加入者数	262	304	338	352	362	374	369

注1 BSデジタル放送: 受信可能世帯数(PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む。)、ケーブルテレビ用デジタルSTBの合計)

注2 110度CSデジタル放送: 加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)

注3 124/128度CS放送: 加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)

注4 124/128度CS放送において、「SKYPerfecTV!」のプラットフォーム以外のデジタル放送を利用している加入者が約48.9万件。このほか、アナログ音声放送の加入者が約6万件(以上いずれも2006年度(平成18年度)末)。

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
BSデジタル放送	社数	1社	1社	7社	7社	7社	7社	7社
	営業収益 (1社平均)	653.7	628.3	711.7	861.3	784.3	766.0	785.7
	営業損益 (1社平均)	103.1	72.9	118.6	123.0	112.0	109.4	112.2
無料広告の事業者(5社)	営業収益 (1社平均)	-	-	101.7	214.5	161.5	156.1	181.9
	営業損益 (1社平均)	-	-	20.3	42.9	32.3	31.2	36.4
	営業収益 (1社平均)	-	-	135.6	316.8	239.7	181.1	137.1
110度CSデジタル放送	社数	-	-	-	-	18社	17社	17社
	営業収益 (1社平均)	-	-	-	-	109.9	110.0	123.2
	営業損益 (1社平均)	-	-	-	-	6.1	6.5	7.2
124/128度CSデジタル放送	社数 (うち役員)	96社	101社	88社	99社	96社	101社	103社
	営業収益 (1社平均)	603.9	960.5	1,103.0	1,424.8	1,779.9	1,929.6	2,021.7
	営業損益 (1社平均)	6.3	9.5	12.5	14.4	18.5	19.7	19.3

注1 BSデジタル放送は2000年(平成12年)12月1日開始、110度CSデジタル放送は2002年(平成14年)3月1日開始。ただし、BSデジタル放送の2000年度(平成12年度)の営業収益及び営業損益については、6社の数値。

注2 営業収益及び営業損益については、当該業務関係のみの数値

注3 2005年度(平成17年度)については事業者のうち、BSデジタル放送と110度CSデジタル放送の兼営社が1社、BSデジタル放送と124/128度CSデジタル放送の兼営社が2社、110度CSデジタル放送と124/128度CSデジタル放送の兼営社が1社含まれる。統計上は、これらの4社は分計されている。

# 7 BSデジタル放送（テレビ）の委託放送事業者の概要

社名	株式会社BS日本	株式会社ビーエス朝日	株式会社ビーエス・アイ	株式会社BSジャパン	株式会社ビーエスフジ
資本金	250億円	350億円	400億円	250億円	310億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)
当初認定日	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27
直近の認定更新日	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27

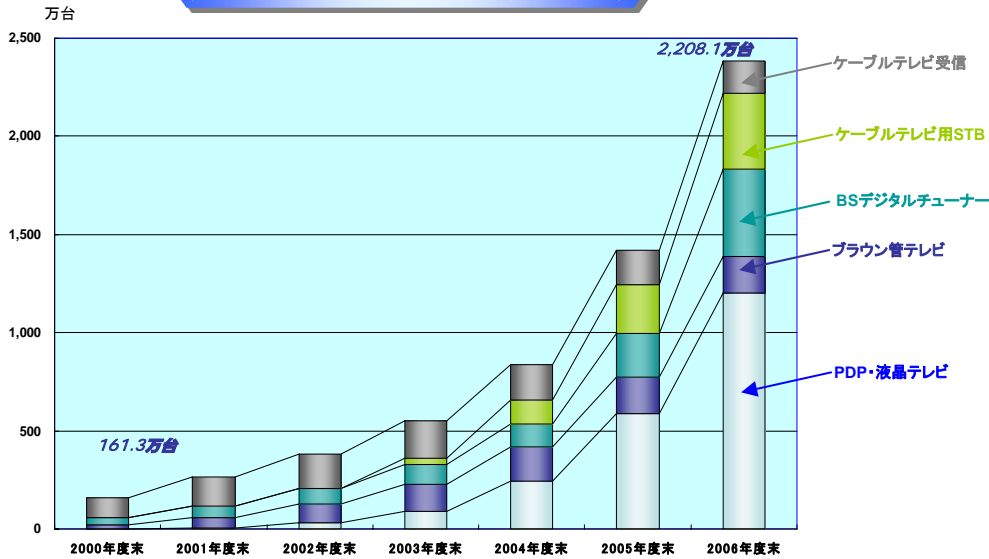
社名	株式会社WOWOW	株式会社スター・チャンネル		日本BS放送株式会社	ワールド・ハイビジョン・チャンネル株式会社
資本金	50億円	20億円		30億円	6億円※
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	SD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組	HD 1番組
当初認定日	1998. 10. 27	1998. 10. 27	2005. 12. 15	2005. 12. 15	2005. 12. 15
直近の認定更新日	2003. 10. 27	2003. 10. 27	—	—	—

※放送を開始する2007年12月までに15億円に増資する予定

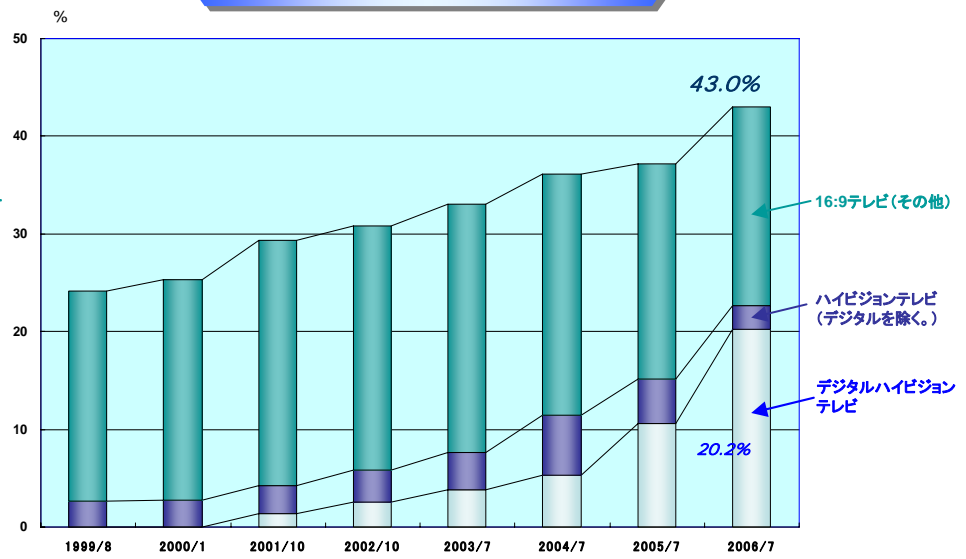


# 8 デジタル受信機等の普及の推移

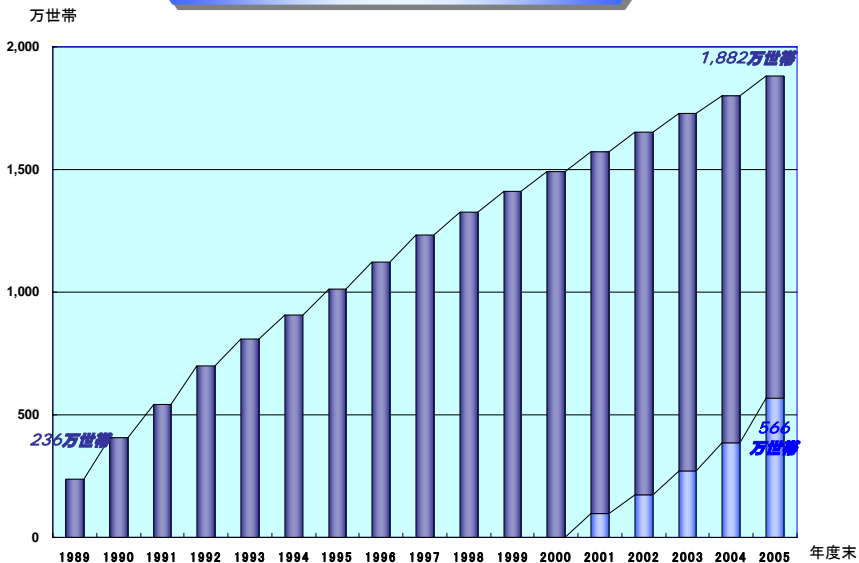
## デジタル受信機出荷台数の推移



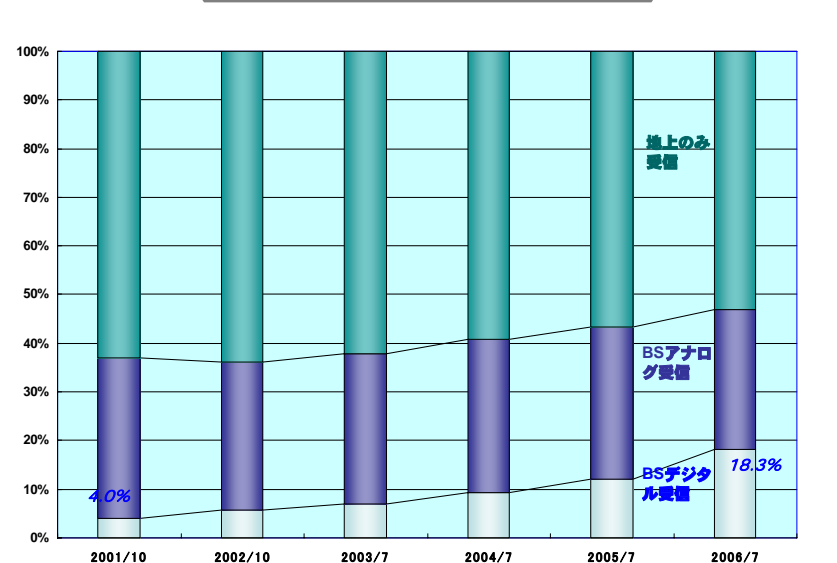
## ハイビジョン受信機普及状況



## 衛星放送受信世帯数の推移



## デジタル受信世帯割合の推移



# 9 NHKのチャンネルの在り方に関わる過去の提言

## 放送政策懇談会「ニューメディア時代における放送に関する懇談会」 (1987年(昭和62年)4月)

### 第3章 放送政策の課題と方向性

#### 5 公共放送(NHK)の在り方

##### (2) 事業規模及び業務範囲の在り方

ウ NHKの基本的使命、それに基づく業務範囲、事業規模(メディアの種類及び数)については、社会的、経済的、文化的諸状況等公共放送を取り巻く環境の変化に応じて最も適正な在り方が検討されるべきである。**既にNHKが所有しているメディアの種類及び数についても所与のものとして当然視するものではなく、各メディアごとの意義を常に検討し、その上で公共放送として限られた経営財源で最大限の効用を国民にもたらしうる最適なメディアの組み合わせを見いだしていく必要がある。**

エ 衛星放送は、放送ニューメディアの中でも、これまでNHKが最も積極的にかかわってきたメディアであり、各種ノウハウの蓄積が豊かであること、放送の全国普及というNHKの使命達成に適したメディア特性を持っていること、及び今後我が国の放送体制に重大な影響を及ぼす可能性を有するものであることを考慮し、

(ア) 衛星放送受信機の普及が高度に進んだ本格的衛星放送時代の到来までの間、NHKが先導的衛星放送実施主体であるべきと考える。

(イ) そのため衛星放送による難視聴の解消と並んで、地上における受信機の普及、衛星メディアの技術的可能性の開発上有効と認められる方策(衛星放送のメディア特性を活かせる番組の開発・提供、民間放送、メーカー等の関係者との共同によるハイビジョン・PCM音声放送等の各種実験の実施等)が、積極的に講じられるべきである。

(ウ) **将来において、本格的衛星放送時代が到来した場合、NHKの適正規模に関する考え方にに基づき、既に保有しているメディア全体の中での見直し、整備を検討する必要がある。**

## 「衛星放送の将来展望に関する検討会」報告書 (1989年(平成元年)2月)

### 第2章 衛星放送に関する考え方

#### 2.3 衛星放送と難視聴対策

我が国の衛星放送は、テレビジョン放送の難視聴解消を主目的に導入され、現在NHKが1チャンネルを難視聴解消用に利用している。しかし、NHKの放送の難視聴世帯(10万世帯程度)のうち、衛星放送を利用しているのは8000世帯程度といわれており、離島における難視聴は通信衛星の利用等によって対処することも考えられる。

このため、将来、衛星放送以外の手段により難視聴解消が図られた段階においては、衛星放送をより有効に利用することが適当と考えられる。

ただし、**現行難視聴解消チャンネルの扱いについては、本格的衛星放送時代において公共放送としてのNHKが保有すべきメディアの在り方について全体的な検討を進める中で、明らかにすることが適当である。**

### 第3章 将来の衛星放送の在り方

#### 3.3 放送の提供者

##### (1) NHK

**衛星放送に関する各種ノウハウの蓄積が豊富であること、放送の全国普及というNHKの使命達成に適したメディアであることから、今後も先導的な衛星放送の実施主体であることが適当と考えられる。ただし、そのチャンネル数については、2.3でも述べたように、本格的衛星放送時代において公共放送としてのNHKが保有すべきメディアの在り方の一環として検討することが必要である。**

電波監理審議会「放送衛星3号後継機の段階における衛星放送の在り方」答申書  
(1993年(平成5年)5月)

第2 放送衛星3号後継機の段階における衛星放送の在り方

3 チャンネル構成及び事業主体

(2) 事業主体

ア NHKについて

(ア) BS-3後継機の段階における衛星放送は基幹的放送のメディアの一つとしての機能の発揮やハイビジョン放送の普及促進等が期待されており、

- ① 公共放送と民間放送との併存体制のもと、公共放送として、多様化・増大する国民の放送に対する要望に応えるとともに、
- ② 衛星放送のハイビジョン放送化を含め、引き続き、衛星放送の発達・普及の先導的な役割を果たし、
- ③ また、当面、他に有効な代替手段がないことから、放送衛星により行う必要性が認められる難視聴解消放送の実施を確保する

観点から、BS-3後継機の段階における衛星放送においても、**NHKが、引き続き、2チャンネルのテレビジョン放送を実施する必要性が認められるもの**と考える。

(イ) ハイビジョン放送については、その普及促進が、BS-3後継機の段階における衛星放送の目的・理念の一つとなっている一方、一般放送事業者による衛星放送の現状から見て、その立ち上がり期においては、NHKを除く事業者による事業化・普及は困難と考えられ、**少なくともNHKがハイビジョン放送を実施し、先導的にその普及促進を図り、事業化のための環境整備を図る必要性が認められる。このため、NHKは、視聴者(国民)のコンセンサス・支持が得られる範囲内で、ハイビジョン放送の普及に積極的に取り組むべきである**と考える。

また、その際、BS-3後継機段階の初期においては、ハイビジョン放送用の受信機の普及状況等からみて、現行2チャンネルにおいて相当量のハイビジョン放送を行うことは、現行衛星放送(標準テレビジョン放送)の受信者保護の観点から困難と予想されるので、差し向き、ハイビジョン放送普及の先導的な役割を果たす上で必要と認められる範囲で、NHKがハイビジョン普及チャンネルを利用することは適当と認められる。

ただし、その場合であっても、BS-3後継機の段階における衛星放送において**一定以上のハイビジョン放送の実施が確保されるようになった段階以降においては、NHKの適正規模、保有メディア全体の在り方の観点から、少なくとも、NHKのハイビジョン放送は現行2チャンネルの中で実施することとし、そのために必要となる措置(例:放送衛星利用に替わる難視聴解消方法の確立、難視聴解消放送とハイビジョン放送の両立化等)について、NHKにおいて、早期に検討を行い、準備を進めることが必要**と考える。

「BS-4後継機検討会」報告  
(1997年(平成9年)3月)

3 チャンネル構成及び事業主体

(2) 事業主体

ア NHK

NHKはデジタル移行チャンネルの放送主体となる。

なお、**今後も、公共放送として、多様化・高度化する放送に対する国民・視聴者の選択に応えるとともに、デジタルHDTV放送を含め、デジタル方式による衛星放送の発達・普及に積極的な役割を担うことが期待される。**

「衛星放送の在り方に関する検討会」最終取りまとめ  
(2002年(平成14年)12月)

2 今後の衛星放送の在り方

(3) 各衛星放送の位置付け

① BSデジタル放送

(準基幹放送的な方向)

BSデジタル放送については、準基幹放送的な方向で、総合的な内容のものがハイビジョンにより行われる放送を中心とし、将来的には過半数の世帯に普及していく可能性がある放送として発展していくことが考えられる。また、デジタル技術を生かした多彩な放送を行うことにより、地上放送のデジタル化の先駆けとしての役割が特に大きい放送と考えられる。

このため、BSアナログ放送の場合と同様、**NHK・民放の二元体制の下で、公共放送であるNHKが先導的な役割を果たすことが期待される。**

なお、BSアナログ放送は、BSデジタル放送へ移行していく位置付けのものと考えられる。

3 今後の衛星放送の普及発展に向けた課題

(1) BS放送における課題

(BSアナログ放送の終了の在り方)

(前略)BSアナログ放送は、1500万以上もの世帯に普及した世界で最も成功したメディアの一つであり、これは、国、放送事業者、メーカー等の努力、そして何より視聴者の支持によるものである。このようなBSアナログ放送を終了させようとするとは、地上アナログ放送の終了と併せ、今までにほとんど例のない大きな事業に取り組むこととなる意味を有するものであることを、まず、念頭に置く必要がある。

BSアナログ放送が終了する具体的な時期を定めるにあたっては、

- ・BSアナログ放送視聴者への十分な配慮
- ・放送全体のデジタル化の進展との整合やデジタル放送普及への寄与
- ・家庭におけるテレビ受信機の買い換え周期
- ・現行のBSアナログ放送用の衛星の運用の終了時期(設計寿命2007年)等を全体として勘案する必要がある。

本検討会としては、これらの事情を総合的に勘案し、**BSアナログ放送のうち、アナログハイビジョンチャンネル(BS-9チャンネル)については現在のBSアナログ放送用の設計寿命である2007年に終了することとし、その他のNHKのBS-1(BS-7チャンネル)及びBS-2(BS-11チャンネル)並びにWOWOWの使用チャンネル(BS-5チャンネル)については地上アナログ放送が終了する時期に合わせて、2011年までに終了することが適当である、との結論で一致した。**

# 10 放送普及基本計画の主な改正の概要 (BSテレビジョン放送関係)

## 放送を国民に最大限普及させるための指針

### 国内放送関係

#### ◎ 制定

- ・BS-2段階 NHK:難視聴解消+総合放送
- ・BS-3段階 NHK:BS-2を引き継ぐとともに多様化する需要にこたえる放送
- 民放:総合放送(有料放送)1系統

1988.10 制定

1990.1 改正

民放開始(1991.4)

1991.3 改正

BS-3打上げ  
(1990.8)

※ BS-3段階のNHKについて、難視聴解消+総合放送を引き継ぐとともに多様化する需要にこたえる放送とする改正

#### ◎ BS-2に関する記載削除

- NHK:難視聴解消+総合放送
- 民放:総合放送(有料放送)1系統  
(HD放送のための試験放送)

#### ◎ BS-3段階の民放について、総合放送(有料放送)への限定を削除

#### ◎ BS-3後継機段階について記載追加

- NHK:BS-3を引き継ぐ2系統
- 民放:1系統
- 多様化、高度化する需要に応える5系統  
(HD放送のための試験放送終了後、NHK・民放による暫定的な放送)

1994.3&7 改正

BS-3後継機(BSAT1)関係

#### ◎ BS-3後継機段階について、アナログは4周波数

- NHK:BS-3を引き継ぐ2系統
- 民放:1系統
- HD放送普及のための暫定的放送

1997.6 改正

BSデジタル放送関係

#### ◎ BS-3に関する記載削除

#### ◎ HD普及のための暫定的放送の終了時期、デジタルへ円滑に移行するための放送(アナログハイビジョン)の終了時期

- 暫定的放送は、アナログハイビジョン開始の際に終了
- アナログハイビジョンは、H9運用開始の衛星の運用終了までの適当な時期に終了

1998.10 改正

BS-3後継機(BSAT1)打上げ  
(1997.4)

1999.6 改正

BSデジタル放送開始  
(2000.12)

#### ◎ アナログハイビジョンの終了時期(H19)、アナログ放送の終了時期(H23まで)の記載

#### ◎ アナログ放送の終了時期(H19)の記載

※ なお、H19～H23までは、受委託放送で実施

#### ◎ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更  
(なお、アナログハイビジョンは当初よりデジタルハイビジョンのサイマル放送)

2003.4 改正

アナログ放送終了時期等

2004.4 改正

BSAT2打上げ  
(2001.3)

2005.8 改正

サイマル関係変更

### 受託国内放送関係

※ 1996.2改正で追加(当時は、CS放送関係の規定)

#### ◎ 4周波数を利用し、H12にデジタル放送開始(1周波数分は、アナログサイマル放送)

#### ◎ デジタル放送に関する具体的規定追加

- 1周波数分は、NHKのアナログサイマル放送
- NHK:HD普及に資する総合放送  
(NHKの放送はアナログ終了までで、その後は、2番組を超えないことを前提に見直し)
- 民放:多様化、高度化する放送需要に応えるための放送

#### ◎ アナログ放送に関する記載追加(3周波数)

- NHK:難視聴解消+総合放送
- 民放:1系統  
(H19開始、H23までに終了)

#### ◎ デジタル放送のH19以降の周波数を5

#### ◎ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更

## 放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の目標

### 国内放送関係

#### アナログ放送関係

#### ◎ 制定

- NHK:難視聴解消+総合放送

#### ◎ 民放について、総合放送(有料放送)1系統を追加

- NHK:難視聴解消+総合放送
- 民放:総合放送(有料放送)1系統

#### ◎ 民放について、総合放送(有料放送)への限定を削除

- NHK:難視聴解消+総合放送
- 民放:1系統

#### ◎ HD放送に関する記載追加

- NHK・民放:1系統

#### ◎ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更

### 受託国内放送関係

#### アナログ放送関係

※ 1996.2改正で追加(当時は、CS放送関係の規定)

#### ◎ 受委託放送に関する記載追加

- ・アナログサイマル NHK2系統、民放1系統
- ・アナログサイマル以外 民放SD20番組程度・HD6番組

#### ◎ NHKのHD放送に関する記載追加(アナログサイマル以外)

- NHK:1番組
- 民放:SD20番組程度、HD6番組

※ 民放のSD放送は、HD放送が行われない場合に限る旨の注の追加

#### ◎ サイマル関係の変更

- アナログサイマル放送についての記載の削除
- SD NHK:難視聴解消+総合放送  
民放:1番組以上(HD放送が行われない場合に行うSD放送を含まず)
- HD NHK:難視聴解消+総合放送  
民放:8番組程度  
(難視聴解消はSD,HDのいずれか一方)

#### ◎ 記載を新設

- NHK:難視聴解消+総合放送
- 民放:1系統  
(適用は、国内放送(アナログ放送)の終了後)

#### ◎ サイマル関係の変更

- アナログ放送はデジタル放送のサイマルに変更

※ いずれも、以上の放送が「全国各地域においてあまねく受信できること」とされている

※ いずれも放送対象地域は「全国」

# 1 1 地上デジタル放送に関する衛星放送によるセーフティネット

情報通信審議会「地上デジタル放送推進の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 第4次中間答申」  
(2007年(平成19年)8月)

## 第三章 送信側の課題(2)—補完措置

### 3. 提言

#### (2) 衛星によるセーフティネット

アナログ放送において放送の電波によりカバーしている地域は放送事業者の自助努力により100%カバーすることを基本として取り組んでいる。その際には、中継局の整備に加え、ケーブルテレビ、IP再送信など通常の補完手段を活用して取り組むこととしている。また、辺地共聴施設等においては、国、NHK、視聴者の協力により、かつ、一般放送事業者の協力を得て改修することで取り組んでいる。

しかしながら、これらの取組にもかかわらず、平成23(2011)年時点においてデジタル放送を送り届けることができない地域が存在することは避けられないと考えられる。このような地域で、**難視聴を発生させることなく、アナログ放送を受信していた国民が引き続きデジタル放送を受信できる環境を整備することを目的として、衛星を使って全国をカバーするセーフティネットの措置を講ずることについて、早急に検討をすすめるべきである。**

その際、地上放送は、地上系のネットワークにより県域又は広域の放送を送り届けるものである点について、アナログからデジタルに移行した後も変わらないものであり、平成22(2010)年まではもちろん、それまでにデジタル放送を送り届けられない地域については平成23(2011)年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべきである。したがって、**原則として全国一律、中継局や通常の補完手段による地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置として、暫定的なものとして位置付けるべきである。**

**国は、セーフティネットのための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。その際、セーフティネットの対象となる視聴者が放送を受信するための対応を行う期間が十分に確保できるようにするため、できるだけ早期にセーフティネットが開始されるよう検討することが適当である。地上系のネットワークにより視聴する世帯と、衛星によるセーフティネットを通じて視聴する世帯との間に、著しい負担の格差が生じないよう、配慮するための方策を国において検討することが必要である。また、衛星を利用したセーフティネットの対象となる世帯に対して、必要な情報が提供されるよう配慮される必要がある。**